改正後厚生年金保険法附則第十一条第二項	適用する改正後厚生年金保険法附則第十一条第二項		
改正後厚生年金保険法附則第十一条第二項	従前額改定率	改正後平成十六年厚生年金経過措置政令附則第十三条の二第一項	改正後平成十六年厚生年金経過措置政令附則第十三条の二の表
改正後厚生年金保険法附則第十一条第二項	地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十七号）附則第二条第一項（同項の表第四号に係る部分に限る。）、第二項（同項のうち同項に規定する改正前の平成十二年改正法附則第十条第二項若しくは第三項又は第十一条第二項若しくは第三項の規定により読み替えられた同令附則第二条第三項又は第四項の規定により読み替えられた同令附則第十四条の八に係る部分を除く。）、第三項又は第四項	改正後平成十六年厚生年金経過措置政令附則第十三条の二第一項	改正後平成十六年厚生年金経過措置政令附則第十三条の表
改正後厚生年金保険法附則第十一条第二項	厚生年金保険の被保険者期間	改正後平成十六年厚生年金経過措置政令附則第十三条の二第一項	改正後平成十六年厚生年金経過措置政令附則第十三条の表
改正後厚生年金保険法附則第十一条第二項	「被保険者期間」	改正後平成十六年厚生年金経過措置政令附則第十三条の二第一項	改正後平成十六年厚生年金経過措置政令附則第十三条の表
改正後厚生年金保険法附則第十一条第二項	「組合員期間」	改正後平成十六年厚生年金経過措置政令附則第十三条の二第一項	改正後平成十六年厚生年金経過措置政令附則第十三条の表
改正後厚生年金保険法附則第十一条第二項	被保険者期間	改正後平成十六年厚生年金経過措置政令附則第十三条の二第一項	改正後平成十六年厚生年金経過措置政令附則第十三条の表
改正後厚生年金保険法附則第十一条第二項	厚生年金保険法	改正後再評価令第四条の見出し	

改正後再評価令第四条第一項	厚生年金保険法第四十三条第一項	改正後厚生年金保険法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）第一条の規定による改正後の厚生年金保険法をいう。以下同じ。）第四十三条第一項	適用する改正後厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第六十一条第四項の規定により適用するものとされた改正後厚生年金保険法をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）第一条の規定による改正後の厚生年金保険法をいう。以下同じ。）別表			
	同法別表		適用する改正後厚生年金保険法の規定により読み替えて適用する国民年金法による改定率の改定等に関する政令	同令第十七条第二項の規定により読み替えて適用する国民年金法による改定率の改定等に関する政令		
	同法の	厚生年金保険法附則第十七条の四第三項から第七項まで	適用する改正後厚生年金保険法附則第十七条の四第六項	適用する改正後厚生年金保険法附則第十七条の四第六項		
	同法	厚生年金保険法第五条（見出しを含む。）	適用する改正後厚生年金保険法	適用する改正後厚生年金保険法		
改正後再評価令第六条第一項	国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下	平成二十七年経過措置政令第十八条第一項の規定により読み替えて適用する地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十二号。次項において	附則第十一条第一項、第二項、第五項及び第六項	附則別表		
改正後再評価令第六条第二項	附則第二十一条第一項及び第二項	附則別表第一	定めるとおり	定めるとおり（昭和六十年九月以前の期間にあっては、一・二二）		
改正後再評価令別表第一	被保険者	地方公務員共済組合の組合員				

（施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である給付に係る平成十二年地共済改正法の規定の読替え）

第十八条　平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付に係る平成十二年地共済改正法附則第十条、第十一条第一項から第八項まで及び第十二項並びに第十一条の二並びに附則別表の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる平成十二年地共済改正法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。